

青少年劇場開催委託公募型プロポーザル実施要領

(目的)

第1条 この要領は、青少年劇場開催業務（以下「業務」という。）を公募型プロポーザル方式（以下「プロポーザル方式」という。）により、業務の受注予定者（以下「受注予定者」という。）を選定する場合の手続きについて、必要な事項を定めるものとする。

(選定審査委員会)

第2条 プロポーザル方式による受注予定者の選定を厳正かつ公平に行うため、選定審査委員会（以下「委員会」という。）を置き、次の各号に掲げる事項を行うものとする。

(1) プロポーザル提出書類等の評価・審査及び受注予定者の選定

(2) その他必要な事項

2 委員会は、教育部長、教育部担当次長、教育指導課長、文化国際課長、生涯学習課長、成田市校長会より推薦された市内学校長2名の合計7名をもって構成する。

3 委員会に委員長、副委員長を置き、委員長は教育部長、副委員長は教育部担当次長をもってこれに充てる。

4 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

5 委員長に事故あるときは、副委員長がその職務を代理する。

6 委員会は、必要に応じ委員長が招集し、その議長となる。

7 委員会の会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

8 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

9 その他委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

(プロポーザル提出者の参加資格等)

第3条 プロポーザル提出者（以下「提出者」という。）は、「青少年劇場開催委託」公募型プロポーザル募集要項（以下「募集要項」という。）に記載する要件を満たす者とする。

(評価)

第4条 企画提案書等が提出されたときは、第一次評価及び第二次評価を行う。

(1) 第一次評価 第一次評価は書類審査とし、提出された企画提案書等をもとに評価を行い、評価得点の高い者から順に第二次評価に進出する4者程度を選出する。

なお、提出者が5者に満たない場合は、第一次評価を実施せずに、全提出者を第二次評価に進出させることとする。

ア 結果の通知 評価の結果については、結果の如何にかかわらず書面により、全提出者に通知する。

イ その他 評価の内容についての問い合わせには応じないものとする。また、審査結果に対する異議申し立ては受け付けない。

(2) 第二次評価 第二次評価は、企画提案書を基にしたプレゼンテーションによる評価とし、委員会が評価を行い、評価得点の高い者から順に順位を決定する。

ア プレゼンテーションの実施 プレゼンテーションの日時、場所等については別に定めるものとする。

イ 機器類の準備 プロジェクター及びスクリーンは市において用意するが、その他必

要な機器類は提出者で用意するものとする。

ウ 結果の通知 評価の結果については、結果の如何にかかわらず書面により、全提出者に通知する。

エ その他 評価の内容についての問い合わせには応じないものとする。また、審査結果に対する異議申し立ては受け付けない。

(受注予定者の選定)

第5条 委員会は、第二次評価により評価順位が第一位の者を受注予定者として選定するものとする。

2 最高点の者が複数いる場合は、原則として「業務遂行の安定性」の得点が高い者を受注予定者とする。「業務遂行の安定性」の得点も同じ場合は、「提案内容の優良性」の得点が高い者を受注予定者とする。「提案内容の優良性」の得点も同じ場合は、「業務内容の理解度」の得点が高い者を受注予定者とする。「業務内容の理解度」の得点も同じ場合は、見積価格の低い者を受注予定者とする。

3 全委員の合計点が最も高い提案者の評価において、評価合計点が6割に満たないときは受注予定者として選定しない場合がある。

(失格条項等)

第6条 提出者が、次の各号の一に該当する場合、プロポーザルは無効とする。

(1) プロポーザルの提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの。

(2) 参加資格を満たさない者から提出されたもの。

(3) 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。

(4) 記載すべき事項以外の内容が記載されているもの。

(5) 虚偽の内容が記載されているもの。

(6) この要領及び募集要項に定められた以外の手法により、委員会委員又は関係者にプロポーザルに対する援助を直接的、間接的に求めたとき。

(7) その他、行為が法令違反であり、かつ、審査結果に影響を与えられる恐れのあるとき。

(受注予定者の選定及び選定結果の通知)

第7条 市長は受注予定者を決定し、結果を文書により通知する。なお、受注予定者が契約締結までの間に本プロポーザルにおける参加資格を有しなくなった場合は、評価結果が次点の提出者を新たに受注予定者として手続きを行う。

(契約)

第8条 市長は、決定した受注予定者を本業務に係る随意契約の見積書徴取相手方とし交渉を行う。

2 前項の交渉の結果、契約が成立しない場合は、評価順位が次点の者を見積書徴取相手方として交渉を行う。

(プロポーザルの取り扱い)

第9条 提出されたプロポーザルの取り扱いは、次の各号による。

(1) 提出されたプロポーザルは、返却しない。

(2) プロポーザルの作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。

- (3) 提出されたプロポーザルは、審査及び説明の目的に、その写しを作成し使用することができるものとする。
- (4) 提出されたプロポーザルは、公平性、透明性及び客観性を期すため、公表することができる。
- (5) 前号により提出されたプロポーザルを公表する場合、その写しを作成し使用することができるものとする。
- (6) 提案説明および質疑応答については、音声の録音を行う。

(事務局等)

第10条 このプロポーザル方式に関する事務局及び委員会の庶務は、教育委員会教育部生涯学習課において担当する。

(委任)

第11条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、令和6年4月5日から施行し、業務委託契約の完了日をもってその効力を失う。